

お知らせページ

東京医労連第6回ヘルパー集会

テーマ：「持続不可能な医療・介護制度？」
日時：1月25日（日）13:30～17:00
会場：東京医業健保会館
（JR「信濃町」より徒歩5分）
内容：「介護報酬改定～どうなる今後の介護～」
講師：小野 寿彦さん（足立区社会福祉協議会）
参加費：無料
申し込み：5827-3181（担当：西銘）
主催：東京医労連ヘルパー協議会

認知症ケア第11回学習会

日時：1月31日（土）13:30～16:30
会場：千代田区男女共同参画センター「ミュウ」
ミーティングルーム
（地下鉄「九段下」より徒歩4分）
内容
①新「介護認定」で認知症はどうなるのか!?
話題提供：井上 幸子さん
②500人の声「認知症ケア・アンケート」のまとめに向けて
参加費：資料代
申し込み：ファックス（3624-3082）にて
事務局 菅野 宛
主催
ヘルパーが学ぶ認知症ワーキンググループ

共に介護を学びあい 励まし合いネットワーク

〒142-0063
東京都品川区荏原1-24-23 角田アパート1F
Tel・Fax：03-3787-3117
編集責任者：藤原るか

埼玉ヘルパーのつどい 実行委員会 新年会

日時：2月1日（日）17:00～20:00（予定）
会場：和食「土間土間」（北浦和西口徒歩2分）
会費：2500円
申し込み：白百合ケア 担当：高橋
（080-5402-0631）

第7回白梅介護福祉セミナー 「今、求められる家族介護者支援」

～介護職の役割の見直しと
介護者支援サービスのあり方を考える～
日時：2月1日（日）13:00～17:00
会場：白梅学園短期大学
（西武国分寺線「鷹の台」より徒歩15分）
参加費：1500円
申し込み
電話：042-346-5639 FAX:042-346-5652
主催
白梅学園大学・短期大学 教育・福祉研究センター

第8回 介護の質と評価システム研究会

日時：2月13日（金）19:00～
会場：東京文化会館4階・小会議室1
「セントラルプラザ」10階C会議室
（上野駅公園口正面より徒歩1分）
参加費：無料
共催：地域ケア総合評価機構
地域ケアネットワーク・こむ

CLA だより 第6号

09/1/23

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク



「CLA（クラ）」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキューアやケアの語源です。



自然も暮らしも生命、響き合う社会めざして

寒中お見舞い申し上げます！
近年続く、障害者や派遣労働者への政府施策に対する押し戻しの社会的エネルギーは、私たち介護労働者を励ましてきています。
私たちも昨年は年末まで、舩添大臣宛の「年賀状アピール」（150通）や認知症ケアに関する「ホームヘルパーの実践アンケート」（500件）「私の暮らし・私の労働調査」（50件）等の取り組みを通じ、ネットワークを広げホームヘルパーの社会的地位向上等の取り組みを呼びかけてきました。
ご協力頂いたみなさんに改めてお礼を申し上げます。
今年もさらに「ホームヘルプ労働」について学び合い、現場からのアピールを続けて、ゆきたいと思います。共に励まし合いネットワークを広げましょう。

CLA だより編集部一同

第4回 南部ヘルパーのつどい準備会報告

毎回、学習を取り入れて準備を進めています。第1部は厚生労働省で行われている社会保障審議会の中に提出されている、沖藤さんのレポート(6P)を読み合わせ、審議会の中で国民、介護労働者の立場で奮闘されている方もいらっしゃることにそのレポート内容に勇気をもらいました。

資料はパソコンからも取れますが、ご希望の方は事務局ファックス(3787-3117)まで、資料請求とご連絡下さい。介護報酬改定についても資料有ります。なお、送料90円を実費していただきます。

第2部は「中福祉・中負担」と国会答弁で話題になっている、中福祉・中負担の国、オーストラリアの介護視察報告を米沢さんより受けました。

視察はオーストラリアの看護師・介護士の人材確保について中福祉・中負担で日本と近似(?)しているとの2つの目的を持ってメルボルンで行われた内容です。

米沢さんは、日本との差をいろいろ感じられたことがあり、まず紹介されたことは、病院がすべて公立。医療は無料であること。職能団体(看護連盟ANF)が労働組合と一体となった運動団体であることです。残念ながら介護職の職能団体は未確立とのこと。

介護職の職域は「生活援助のみ」となっており、身体にかかわること、例えばオムツ交換や入浴等はNSが行っており、職域が明確。最低基準賃金は18万円と決まっており、時給は1500円(プライベート)2000円(公的)が平均。日本円に換算すると約1.5倍位となる。残業はしない。人数の配置基準も病院の場合4対1(日本の最高でも7対1)とオーストラリアの「中」というレベルはとても近似しているとは思えない。

権利意識が労働者にも国民にも強くあり、例えば近年まで、医療介護分野は腰痛などの労災(日本では実証事例が難しい事例が多いだけでなく、事業所としても労災申請をしぶるなどの事例が多い=権利行使出来ない)が多発していたが、政府としても労災での費用を考えると補助機械を入れた方がよいとの判断(病院・施設・

在宅同条件)で、日本のように自分の体を酷使することはない。どうしても自分の体を使う場合は必ず2人対応となっている。在宅の場合は家自体の広さが違い、日本では補助具が使用したくても使用できないのが現状です。スペースの問題から考えても「貧しさ」が日本にはある。

同一労働・同一賃金という考え方がしっかりしているので、人材バンクのような所でパートとして働く場合は賃金は倍となる(有給などが無い為)

話題提供を受けて日本の状況は低福祉高負担なのではないか?との感想が全体から出されました。

第3部の新年会では、オーストラリアでは利用者のQOLに着目しており、日本のADL中心の判断とは違っている話が盛り上がりました。利用者が望み、生活の中で大切と判断されるとヘルパーが犬の散歩も出来るとの話題ではすかさず「日本では人間の散歩もNG」の状況をなんとかできないかと、無類の動物好きが集まったこともあり猫や犬の話題が尽きませんでした。

*今回話題提供を頂いた米沢さんより、3000円のカンパがあり、暫定で会計をお願いしています。



次回日程

日時: 2009年2月21日(土) 18:00~
場所: 南部労政会館 第2会議室(JR「大崎」より徒歩3分)
話題提供: 「自費でのホームヘルプサービスを考える」~通院・同居家族・生活保護など~

介護労働者に朗報か!? 認知症ケアや夜勤に手厚く 介護報酬改定、上積み40種

厚生労働省は26日、サービス事業者に支払う介護報酬の改定内容を決めた。来年4月から、負担が重い夜間勤務や認知症ケアなどに手厚く配分し、主なサービス40種類について新たに加算を設ける。プラス改定は初めてで、報酬の上積みによってサービスの質向上を目指す。

改定の最大の狙いは、介護従事者の処遇改善。全体でプラス3%の改定分(在宅系1.7%分、施設系1.3%分)は、三つの観点から各サービスへの配分を決めた。

第一は、負担が大きい業務への評価だ。施設系サービスでは、夜勤の負担が重い為、基準より多い夜勤職員を配置した場合に加算する。例えば、定員31~50人の特別養護老人ホームの場合、夜勤職員が基準の2人より多ければ、定員1人につき1日220円(1単位10円で計算)プラスになる。また、重度化が進む老人保健施設では、ターミナルケアなど看取(みと)りを新規で加算。ケアプランの作成は、状況を把握するための情報を得にくい独居高齢者らについて、月1500円を加算する。

第二は、従事者のキャリアアップと離職を防ぐ取り組みの評価。介護福祉士など有資格者を一定割合以上置いている事業所や、デイサービスなど3年以上の勤続経験者がいる場合に加算する。

第三は、地域ごとの単価基準の見直し。原則「1単位10円」で、都市部には上乗せされているが、人件費がかさむ大都市部の事業所では、上乗せがあっても経営が厳しいため、上乗せ幅を拡大する。例えば東京23区の訪問介護は、現行で1単位10.72円だが、新基準では11.05円にする。

このほか、増加する認知症ケアに重点を置いたことも特徴だ。認知症対応型グループホームでの看取り介護加算や、退去時に地域での生活に戻るための相談援助加算などを創設した。施設やグループホームが65歳未満の若年性認知症患者の入所を受け入れた場合、1日1200円の加算をつけた。

政府は報酬3%アップで、「従事者80万人(常勤換算)の賃金を月2万円上げられるだけの財源を確保」と説明するが、実際には事業者の判断。従事者の賃金アップにつながらない可能性もある。

社会保障審議会(厚労相の諮問機関)では、事業者に従事者の給与水準を公表させる意見も相次いだ。義務化には事業者側の反発が強く、最終的には「自主的な公表」を国が支援することにとどまった。ただ、来年度、社保審に新たな委員会を立ち上げ、今回の報酬増が処遇改善につながったかを検証することにした。

(2008年12月27日、朝日新聞)

